

第1章 八王子のより良い環境づくりのために

今日の環境問題は、日常生活や通常の事業活動が原因となって生じる河川の水質汚濁や大気汚染などの身近な問題から、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済活動による環境への負荷、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の問題まで拡がり、複雑で多様化しています。

水とみどりに恵まれた自然環境を保全し、環境への負荷が少ない循環型社会を形成していくためには、一人ひとりが環境について考え、その保全・回復・創造に積極的に取り組む必要があります。



陣馬山の白馬像



里山風景を残した栃谷戸公園

そこで、環境の世紀と呼ばれる21世紀初頭、平成13年を八王子市の「環境元年」と位置づけ、環境保全に取り組む基本となる考え方を「環境基本条例」として制定しました。

15年度には、このしくみを活かし、市民・事業者の皆さんとの協働作業により「環境基本計画」を策定しました。

この計画により、市と市民・事業者の皆さんが共通の目標である望ましい環境像に向かい、八王子のより良い環境づくりを推進していきます。

1. 環境基本計画

市民・事業者の地域における環境保全活動と、これらを踏まえた市の施策が相まってできた「5つの重点取り組み」を基本とした具体的な行動計画となっていることが大きな特徴です。

市域が広大で、多様な地域性を有していることから、地域の特性を活かした身近な環境保全活動を実践する市民・事業者と、環境分野ごとに全市的な視点から施策を展開する市が、お互いに協働しながら八王子の環境保全に取り組んでいきます。

基本理念

一人ひとりが環境について考え、その保全、回復及び創造に積極的に取り組み、環境負荷の少ない、人と自然とが共生できる社会をつくる

望ましい環境像

未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち

● 環境問題に対する確かな対応～5つの重点取り組み～



2. 市民・事業者と市の協働による環境基本計画の推進

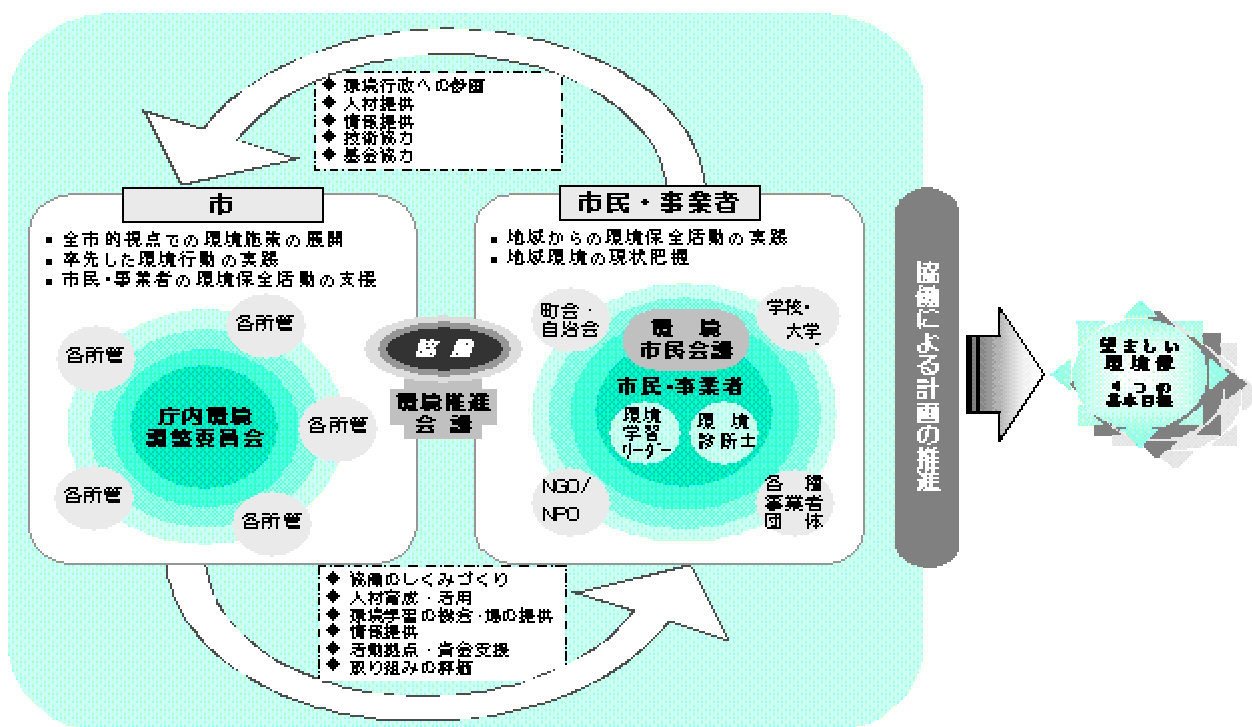
環境基本計画を推進するためには、すべての主体（市民・事業者・市など）が、目指すべき方向は同じであるという共通認識をもち、それぞれの役割に応じて積極的・自発的に環境保全活動に取り組むとともに、協働して推進していくことが重要です。

そこで、市は、市の行うすべての施策を環境の保全・回復・創造を推進するという視点から捉えなおすとともに、一事業者として、市の事務事業の実施による環境負荷低減など、自ら率先して環境保全に取り組んでいきます。

地域では、環境市民会議を中心とした地域の特色を活かした環境保全活動を、町会・自治会、事業者などと連携を図って取り組むことが求められています。

環境市民会議の活動が地域に浸透し、地域での市民・事業者の環境保全活動の活性化を図るため、市は協働のしくみづくり、人材の育成・活用、環境学習の場・機会の提供、情報の提供、活動拠点の整備、資金などの支援を行います。

環境基本計画推進のしくみ



3. 「八王子市環境白書」の発行

環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、毎年、市の環境の状況及び環境基本計画に基づく施策の実施状況を点検・評価し、明らかにした「八王子市環境白書」を発行しました。

15年度までは、「かんきょう八王子」の中で、環境の現状と環境の保全に関する施策を報告・公表してきましたが、この「環境白書」では市と市民・事業者の皆さんの取り組み内容をお伝えするとともに、取り組み結果を評価し、今後の方向性を示しています。

「かんきょう八王子」で継続的に公表していた市の環境の現状に関するデータは、別冊のデータ集としてまとめました。